

令和8年第2回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第2回定例会
2	開会	令和8年6月10日
3	閉会	令和8年6月10日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	14件（うち議員提出 5件）
7	議決の状況	(1)原案可決 6件 (2)原案承認 3件 (3)原案答申 1件 (4)原案同意 1件 (5)報告済 1件 (6)採 択 2件
8	その他	傍聴者 10名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和8年 第2回南幌町議会定例会 会議録

令和8年6月10日（水）

午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	湯 本 要	2 番	西 股 裕 司
3 番	星 真 希	4 番	熊 木 恵 子
5 番	佐 藤 妙 子	6 番	細 川 美喜男
7 番	加 藤 真 悟	8 番	石 川 康 弘
9 番	高 橋 修 平	10 番	家 塚 雅 人
11 番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

10 番	家 塚 雅 人	1 番	湯 本 要
------	---------	-----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	藤 田 雅 章	議事係長	富 木 孝 郎
------	---------	------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	岩 本 聖
まちづくり課長	斉 藤 隆	住 民 課 長	鈴 木 潤 也
税 務 課 長	砂 田 隆 樹	保健福祉課長	笠 原 大 介
保健福祉課参事	蛭 沢 千 晴	産業振興課長	渡 辺 広 貴
都市整備課長	黒 島 滋 規	会計管理者	池 畑 憲 一
病院事務長	桂 満 晴		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	渡 部 浩 二
--------	---------

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	岩 本 聖
-----------	-------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 岩 本 聖

10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 山 本 篤

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和8年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

10番 家塚 雅人議員、1番 湯本 要議員。以上、御両名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

令和8年第2回議会定例会の運営について、去る6月3日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として派遣承認2件、各委員会所管事務調査1件。

町からは、令和8年度各会計補正予算2件、条例関係2件、人事案件1件、一般議案3件、報告案件1件であります。

以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日6月10日から6月11日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は6月10日から6月11日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は6月10日から6月11日までの2日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和8年4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目、南幌町議会懇談会実施報告をいたします。

本件につきましては、令和7年第1回議会定例会において、議員全員の派遣を議決して実施したものでございます。

これより、南幌町議会まちづくり特別委員会委員長より報告させます。

2番 西股 裕司議員。

西股議員

令和8年4月14日付け、議長宛て、まちづくり特別委員長名。南幌町議会懇談会実施報告。令和7年第1回南幌町議会定例会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会及び議会懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告いたします。

1開催日、場所及び参加人数、(1)議会報告懇談会、令和7年1月24日祝日、保健福祉総合センター16名。令和8年2月23日祝日、夕張太ふれあい館8名、保健福祉総合センター10名。(2)議会懇談会、団体名、緑南会、第15区老人会です。令和7年8月20日水曜日、保健福祉総合センター13名。団体名、元議員会、令和7年9月26日金曜日、役場各種委員会室5名。団体名、晩翠営農振興組合、令和8年2月26日木曜日、晩翠集落センター13名。団体名、晩翠西営農振興組合、令和8年2月27日金曜日、晩翠集落センター18名で行っております。

2実施内容、日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に開催した。議会マニフェストや議会活動状況の報告、町の施策・事業の情報提供を行った。

3実施結果、議会報告懇談会は延べ34名、議会懇談会は4団体49名の町民の参加をいただき、活発な意見交換を行った。町民から出された意見や要望は全体で検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。

4まとめ、今後も議会基本条例に基づき、引き続き、幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくものである。

以上、報告とします。

議長

以上で、南幌町議会懇談会実施報告につきましては、報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長

本議会定例会にあたり、1件の行政報告を行います。

農作物の生育状況について御報告します。今年は、早い雪解けを迎えたことから圃場の乾燥が進み、農作業は平年より早く始まり、順調に行われています。

空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月1日現在の作物状況調査によりますと、水稻は、5月中旬に田植が始まり、順調に作業を終えたところです。移植後も天候に恵まれ、活着も良好で生育は平年並みに推移しています。

秋まき小麦は、雪腐病の発生は平年よりやや少ない傾向で、生育は平年より4日ほど早く進んでいます。

大豆は、播種作業も順調に終わり、生育は平年並みとなっていま

す。

キャベツなどの野菜については、移植作業は計画どおり進み、生育は平年並みとなっています。

以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に出来秋を迎えられますよう関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。

以上、一般行政報告といたします。

議 長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は3名でございます。一般質問につきましては、通告順に行います。

1番 湯本 要議員。

湯本議員

町長に、開業3年を迎えたはれっぱ事業を検証するという答弁を求めたいと思います。

はれっぱは、子育て世代の移住定住促進、子育て支援・子育て環境の拡充、町の知名度向上、子どもの遊び場の環境整備を目的に整備された施設で、開業以来3年を迎えました。施設には、町内外から多くの利用者が訪れにぎわっています。他市町村からの視察も多く、今や南幌町の顔となっているのではないのでしょうか。

一方、町民のはれっぱへの関心は高く、将来の施設維持管理への不安もあり、以下の点について町長にお伺いをいたします。

- 1、開業後3年間の施設利用状況と町民の利用状況は。
- 2、施設運営に要する町の指定管理料などの財政負担の状況は。
- 3、施設整備による事業効果はどのように考えているか。
- 4、今後の施設運営における課題はどのように考えているか。

以上4点について答弁を求めます。

議 長
町 長

町長。

開業3年を迎えたはれっぱの事業検証はの御質問にお答えします。

1点目の御質問については、昨年11月に来場者50万人を達成し、開業3年目にあたる4月末での利用者は、558,119人となりました。そのうち町民の利用が59,161人、10.6%、町外の利用が498,958人、89.4%となっています。また、無料休憩エリア、MINAすまいるゾーンについては、土日祝日は町外の方の利用が多く、平日は町内の多世代の利用が多い状況です。

2点目の御質問については、令和5年度は2,810万円、令和6年度は2,980万円、令和7年度は3,080万円と人件費や物価高騰により、財政負担は増加傾向にあります。

一方で、指定管理者が企画するハイハイレースなどの自主事業は、3年間で392回開催され、来場者の増加につながっており、指定管理による適切な運営が行われているものと考えています。

3点目の御質問については、まちづくりの拠点施設として、交流人口・関係人口の拡大、知名度向上、移住・定住の促進や中央公園のにぎわいなどによる町の活性化と小・中学生の居場所や子育て世代の交流促進など、幅広い町民の利用による地域コミュニティの場として、

議 長
湯本議員
(再質問)

本町のまちづくりに大きな事業効果をもたらしていると考えます。

4点目の御質問については、現在の利用者数を維持することが重要と考えます。そのためには、来場者を飽きさせないための取組として、イベントの充実や新たな遊具への更新のほか、リアルタイムな施設利用情報の発信など、リピート率を向上させることが必要と考えます。

引き続き、子ども室内遊戯施設はれっぱを、まちづくりの拠点施設として維持管理し、町の活性化に取り組んでまいります。

1 番 湯本 要 議員。

再質問をさせていただきたいと思います。

質問に対する回答については、了解という形になりますが、事業として目標とした成果というんですかね、来場者数も含めて、大幅に目標を上回っているという点では、大いにこれ大成功と言ってもいいと思いますし、中央公園を起点としたこの事業展開という点で見てもですね、公園内に来る他町村の人も町民の利用も多く増えましたし、子どもの声も響くということで、事業効果としては、大きな成果を上げているというふうに思います。

ただ、町民の側の不安というのは何かと言いますと、事業はどんなに成功して大きくなっても、2点目の点について回答していただきましたように、町の財政負担、人数が増えれば増えるほど財政負担が増えていくという相関関係はあるかどうか分かりませんが、いずれにしても町財政の負担というのが生じているということですよね。それが、町民が負担するに値する成果を上げているかどうか、それを実感することができるか、町が考えていること、共感を持って、この事業を評価できるかということだというふうに思っています。やっぱり社人研などが出した当初のですね、人口予想では、2050年の南幌町の人口は約四千何百人だったというふうに思いますが、それからすればですね、人口増加率などを考えると、大幅にそれを上回ると。人口減少というのは避けられないというふうにしても、こうした人口増加を南幌町が勝ち取ったということで、少なくとも、人口増加による5年後、10年後からのですね、人口減少率は大幅に軽減されるという状況を迎えたというのは、町としても大きな成果だというふうに思っています。しかし、いずれにしても、人口増加は大体ここ4、5年。それから多少の差はあったとしても人口減少に転じてくるというのは避けられないというふうに思うんですね。人口減少は避けられない、ほかの町でも人口減少を避けられないということを前提にしたまちづくり、どう乗り切っていくかと様々な苦労がされているわけですけど、言葉は悪いですけど、それが南幌町は時期として少しずれ込んで、延ばすことができたということになるというふうに思うんです。

したがって、このはれっぱの事業費を常にこの財政負担が町に生じているということからすればですね、そうした人口減少のもとで起きうる財政負担が町民にとって重荷にならないだろうか。その後のまちづくりにとって負担にならないのかという漠然としたという表現しますが、その不安がやっぱりあるわけです。ですからそこにはやっぱ

り町がですね、答えていく必要があるのだろうというふうに思っています。何ていうんでしょう、事業をどう評価するかというのは非常に難しいんですけど、一般企業を例に出すと、ことは簡単ですよ。簡単です。会社法という法律があつて、利益を上げなかったら駄目だということが明記されていて、会社の使命は利益を上げてその利益を株主や従業員やそれらに平等に配分するというのが使命という形で表記されています。だから、どんなに支持された商品を開発されても、どんなに人気があつて需要が多くても、利益を生まない事業は、もう会社としての存在意義がないと、事業としての評価は受けません。これが一般企業ですよ。しかし、公共企業は違うんですよ。公共企業はやはりそこに社会的な使命だとか様々なものが入って、利益を上げる団体ではなくて非営利企業、非営利団体として位置づけられています。

したがって、町民が負担する財源については、町民がどれだけ理解をし、それに共感しているということが非常に大事だということに思いますので、質問を続けさせていただきたいというふうに思いますが、その点でいうと、事業としては誰の目に見てもですね、人はにぎわっているし、にぎわいづくりということが成功している。町も人口が増えてきている。それに、やはりもう検証すべきですから、3年目たって、はれっぱがどれだけの効果を出しているのか。もしくは、はれっぱ独自として、町長が言われるように町民と町外人口との交流とか、町民の福祉にどれだけ貢献しているのか。それが、町が今負担している財政負担に見合ったものなのか、費用対効果、これをやっぱり検証していくということが必要になってくるというふうに思うんです。

したがって、今言ったような点で、改めてですね、町長にお伺いいたしますけども、はれっぱは、成功している面と課題があれば課題と、そして、その町民の不安に対して、言わば町ですね、財政的負担を減らしていく方向、それからもっとそこを活用してまちづくりに使っていくという展望、これがおありなのかどうか再度質問させていただきます。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

湯本議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初おっしゃられました人口増加、人口減少、町のこれからの推移でございますけども、湯本議員が申し上げたとおり、私も同様に考えてございます。また、町民の利益につきましても、私も同じような考えを持っております。

それで、まず最初に町民の施設の利用状況でございますけども、やはり施設開業時、設立当初は利用者は多く経過しましたけども、その後は若干減少しておりますけども、当初の計画を上回る利用者が現在確保できているものと考えております。利用者の内訳は札幌圏が73%、南幌町内が10%、その他道内外が17%であります。中学生の放課後の利用や年配の方がコーヒーを飲んだり、幅広い世代の方に利用され、町民の憩いの場になっているというように感じております。

す。

それと、2番目の指定管理料の財政負担、議員言われるように近年増加しております。これにつきましては、主に人件費や物価高騰によるものでございます。

それと、事業効果でございますけれども、施設整備の背景でございますけれども、子育て中の保護者から総合計画のアンケート調査でございましたけれども、子どもが安心して遊べる場所や遊びの機会を充実させてほしいなどの要望がございました。また、当時日本ハムファイターズのボールパークが北広島市に決まったことや道央圏連絡道路の開通を視野に入れまして、人の流れが大きく変わることが想定されるために、町内に人を呼び込む誘客施策として、子育ての町である南幌町らしい施設整備を進めることになりました。そうしたことから、施設整備の基本的な目的につきましては、交流人口や関係人口の拡大、並びに子育て支援の充実でございます。あわせて、知名度向上、子育て世代の移住や人口増加、中央公園のにぎわいなど、町の活性化につながっているものと、事業効果についてはそういうように捉えております。先日、はれっばの指定管理者が行ったアンケート調査がございまして、施設の満足度では、とてもよかったが64%、よかったが33%で、合わせて97%から満足した回答をいただいております。その理由としては、1つ目には、子どもが楽しんでいる。2つ目には、施設が清潔で設備も整っている。3つ目には、料金が安い順になっております。

それで、今後の課題につきましては、道内におきましても、今後同様の施設整備が予想されております。そのために、リピート率を高める取組が必要であると考えております。これにつきましては、イベントの充実や遊具の更新、情報発信などを想定してございます。また、町全体でこのはれっばのにぎわいを実感するためにも、最近町内でカフェやスイーツなど个性的なお店が増えております。はれっばの利用者が、それを周遊する取組が必要であるというように考えてございます。また、財政負担に関しますけれども、今後施設の経過とともに、遊具の更新など、施設の効率的な維持管理が必要になってまいります。また、コストを抑える努力は惜しまず続けていく必要がございます。それで、はれっばのこのような事業効果を考えた場合、現在の指定管理料について、財政負担への影響、これについては、現状では問題があるレベルとは考えておりませんが、今後におきましても財政負担の影響が生じないよう、指定管理者と十分協議を図りながら、適切な運営と維持管理に努めてまいりたいと考えております。

議長
湯本議員
(再々質問)

1番 湯本 要議員。

御答弁に対して再々質問をさせていただきます。

今言われましたように、成果を、誰の目にも明らかになったら変ですけど、それを町民の方々も多く実感している部分はあるというふうに思うんです。やはり将来に対する不安の財政負担などを迎えると、どんなに成功していても、それに対する対費用効果がちゃんととられているのか、それを町民として共感できる部分なのかということだとい

うふうに思います。この財政措置としてこれからコストがかかってもですね、大体この維持をしながらやっていくということですから、基本的には指定管理を含めたですね、この施設への町民負担というのはある程度続いていくだろうというふうに思うんです。であれば、その負担額にふさわしいこの事業としてのですね、成果をできるだけ多くの町民の人方が共有できるというものをつくり出していかなければならないというふうに思うんです。ここがポイントかなというふうに思うんです。私は、町民の方と触れ合いながら、何でだろうと、いい事業をやってこれだけ成果しながら、まだなかなか町民の中でも様々な意見、不安があるという点について考えさせていただきました。今日は検証ですから、事業の在り方自体に対しても若干言わせていただきたいんですが、やっぱりこの事業を進めるに当たって、今は成功はしていますけど、町民との合意といいますか、この事業を本当に一緒にやっていこうというこの共感、そしてまちづくりに対する町の側のストーリーといいますか、形をですね、やっぱり十分に町民の側と共有することができたのだろうかということがちょっと疑問に残っているわけです。それらがですね、やっぱり町政の側と町民の側とに共感がきちんと形づくられていればですね、様々な不安というか疑問は、多くの場合、この事業に対しては出てこなかったのかなというふうに私自身は考えているところです。これはですね、町政を進める上でも非常に重要な問題だというふうに思っています。やっぱり一つの事業をやるときに、これはいいものだというふうに一方の側が理解して進めるのではなくて、やっぱりそれを享受する町民との間で、真剣に時間をかけてですね、地域全体のストーリーというものを共有し、そして住民とともに合意形成をしていくということが大事だというふうに思います。これを本当にしっかりとやられたのかどうかということが、この検証の中でもやらなければならないというふうに思うんですね。だから今後やる様々な事業についても、やっぱり住民との間の合意づくりというのは非常に重要ですし、住民参加をどのようにその事業に関わっていくのか、まちづくりに対しても真剣にどういうふうに関わっていただくのか、これが大事だというふうに思うんです。結局それをなぜそういうことを思うかという、やっぱりこれだけのにぎわい、人づくりができて、一つは、町のにぎわいづくりや商店街の活性化ということでは、テーマになっていたにもかかわらず、やっぱり南幌の顔である中央商店街などは、高齢化だとかということも含めてですね、やっぱり継続して事業を行うことはなかなかできなくて廃業されて、新しい人方も入ってきていますけど、そういう状況になってきていると。やっぱり一緒に、自分たちは高齢化だ、しかし後継者も育成して、どういう商店街をつくるのか、この事業でどういう町をつくるのか、そういうストーリーや町の将来についての関わり方を十分に尽くされたのかどうかというのが、やっぱりこれだけはれっぱが成功すればするほど、痛ましいな、本当にそこはやられたんだろうかということを感じざるを得ません。したがってですね、今後とも、やはりそういった点でですね、課題として残っている部分、これはやっ

ぱり町民の側とですね、膝を交えてしっかりと今後のまちづくりについての指針にしていただければというふうに思っているところです。

町は、ちょっと話は変わりますが、はれっぱの事業をやり、温泉の事業をやり、そして、私は反対しましたが、キャンプ場も造成し、あそこの公園地域ですね、開発なども今計画をされているわけですね。それが、町民にとって一体どういう効果、利益をもたらすのか、町民福祉にどう役に立つのかということは、私はちょっと疑問に思っている。もっともっと解明しなきゃならないというふうに思っているんです。はれっぱと同じように事業は成功するけども町民の負担は増えていくんだということでは、本末転倒だということになってしまいますので、その点では、今後ともですね、十分に町政運営についてはですね、町民参加と町民の合意、共感を得る、これをですね、手段としても政策づくりとしても、その成果をともに実感するという点ではですね、進めていっていただきたいというふうに思っているところです。

はれっぱに戻りますけども、はれっぱは今後でもですね、遊戯の施設、先ほど言われましたように入替えなどが出てきます。負担もまた増えてくるというような局面も出てくるということになります。やはりですね、全世代の人間がその利益を享受するということが重要になってきているので、その点についてはですね、今後ともいろいろ知恵を絞って施策に反映させていただきたいというふうに思います。が、いずれにしても、やはり私はこのコストの問題、負担の問題は重要だというふうに思うんです。長らくですね、地方自治の分野では、公共事業に対応して民間有利というね、展開がされて、公共事業は赤字ばかり出していると、だから民間の手法を使って利益を上げるような自治体にならなきゃならないんだと、そういう事業を大いに進めなければならぬんだというのがずっと続いてきているわけです。それからすると、はれっぱは、先ほど町長の言ったように、一定のコスト町民が負担しても、その効果は様々な分野で出てきているんだということですね。したがって、それは、説明責任がやっぱりそれだけ大きくあるということになると思いますので、こういった問題についてですね、最後に、町長は町民との向き合い方について、お考えあれば、お伺いして私の質問を終わりたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

湯本議員の再々質問にお答えをいたします。

町民の不安が増しているということをおっしゃられましたけども、その辺私のほうとの、なかなか理解ができませんけども、例えば、町民との共感、これについては大変重要なことだと思っております。また、説明責任、これについても重要なことだと思っております。これにつきましては、町民に対しての利用状況やアンケート調査の結果、または施設の維持管理負担などについても、広報などを通じて、町民と意識共有が図られるように努めてまいりたいと考えております。

それと、施設の合意づくり、これにつきまして、いろいろ言われま

したけども、施設の整備に際しまして、いろいろと議会からも御意見がございました。それで、そのこともあり、また、町民とも合意形成ということで、行政懇談会を通じて、町民との合意づくりにも努めました。それらを踏まえて、現在の施設整備があるわけでございますので、その辺の理解をよろしくをお願いをしたいと思います。

それと、費用負担のことをおっしゃっていましたが、費用負担、一定の負担はありますけども、それが町民の負担につながっているということで言われましたけど、一方でこれによります、まちづくり、地域の活性化、地域コミュニティ、または子育て支援の充実、交流人口・関係人口の拡大ということで、その役割は果たしているのかなと思ってございます。また、町民との共有という意味では、指定管理者の自主管理事業として、様々な自主交流事業を実施しております。これについては、地域交流が促進されているのかなと思っております。それと、商店街を含めた経済効果でございます。以前も湯本議員から御意見をいただきました。具体的な把握は難しいけども、間違いなくこれ上がっております。それと、それを促す取組につきましては、毎年、私、商工会の総会でお呼ばれをしますけども、その中で、中央商店街を含めた消費拡大、これについてお話をさせていただいておりますし、同様に、議長も挨拶の中で述べられております。そうしたことで、毎年毎年そういうことで、商工会の皆さんとそういう議論をしているということは、お知りおきいただきたいなと思ってございます。また、1年半前に、はれっばの近くにスーパーマーケットができました。これも間接的な事業効果というように私は考えてございます。いずれにいたしましても、一定の投資は避けられるものではございません。交流人口の拡大をはじめ、子どもの健やかな成長や地域コミュニティ、知名度向上など、将来への投資と基盤づくりは重要なことと考えますので、御理解をいただければと思います。

議 長

以上で、湯本 要議員の一般質問を終わります。

西股議員

次に、2番 西股 裕司議員。

それでは、私のほうからは、マイナンバーカードを活用した町民サービスの拡充をということで、町長へ質問させていただきます。

南幌町におけるマイナンバーカードの保有率は、令和8年4月末現在90.2%で、全国9位、全道1位と非常に高い保有率となっています。

マイナンバーカードは、住民票などの各種証明書のコンビニ交付、マイナ保険証、運転免許証と一体化したマイナ免許証などに活用されています。

総務省の資料によりますと、これらのサービスはマイナンバーカードに設定されている空き領域を各自治体などが条例で定めることで、自治体独自の活用が可能となり、町民向けに様々なサービスを提供することができることになっています。

さらに、スマートフォンと連携すれば、その利用範囲は大きく広がるとともに、町民が楽しく使えるオリジナルサービスが設定でき、例として、本町でも行っているボランティアや健康活動のポイントをカ

ードで管理し、地域通貨を設定すると町内の取扱店で利用できるなど、地域経済の循環にもつながります。また、あいるーとの支払いにマイナンバーカードを活用することや、子どもや高齢者の見守りサービスも可能になります。

マイナンバーカードを活用した住民への公共サービスの提供は、現在、様々な自治体で官民一体となった取組が始まっています。

本町の人口は、増加傾向が続いていますが、今後の人口は大きく伸びない推計がされており、住み続けやすいまちづくりが課題となってくると思います。第7期総合計画の策定に合わせてマイナンバーカードを活用した町民サービスの拡充を施策の取組として検討していく必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

議 町
長

町長。

マイナンバーカードを活用した町民サービスの拡充をの御質問にお答えします。

現在、マイナンバーカードは、各種証明書のコンビニ交付や書かない窓口など、手続きのスマート化での利用のほか、消防において救急搬送時にマイナ保険証から傷病者の医療情報を取得するマイナ救急に活用しています。

マイナンバーカードの空き領域を活用した自治体独自の取組が、全国の自治体において進められています。なお、本町におけるカード保有率は90.2%と高い状況であることから、マイナンバーカードの独自の活用は、町民サービスの向上に有効であると考えます。そのことから、第7期総合計画の策定にあわせ、本町DX推進計画における取組事業での活用や町民の利便性向上、地域活性化につながる取組について、先進事例を参考に検討してまいります。

議 長
西股議員
(再質問)

2番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。

南幌町のDX推進計画につきましては、令和10年までの計画で今進んでいると思います。毎年検証もしながら進めているわけなんですけれども、あと2年の中ですすね、住民サービスの関係、これらをすすね、十分納得いくような形のものというのが組まれるのかなというふうに思われます。

実は、先月ちょっと政務活動ですすね、このマイナンバーカードを活用したですすね、取組をやって非常に活発に行っているところへ視察に行っていました。その中では4年くらいかかっているんですすね。それも官民一体となってやっていって、まだ半分くらいの部分しかできていないという中ですので、これを令和10年までにやるというのは非常に難しいのかなというふうに思います。私は、やはり町民サービスの利便性向上というのが、これは基本方針の中にもあるわけですから、回答の中で少しでもこういうことをやるんだというのが記されているのが1番よかったんですけれども、大体今やられていることが中心の回答だったかなというふうに思っております。

そこで、その町でやっている内容というのはですすね、マイナンバーカードは安全ですよということで、町民にこのマイナンバーカードの

ですね、安全性というのをかなり周知したようです。これにやはり時間を費やしているというような感じになっています。ですから、マイナンバーカードをふだんから持ち歩くという部分をですね、安全なんだということで置き換えて今進めているようでございます。それで、南幌町と同じように8,900人ぐらいの人口ですけれども、その中の50%ぐらいのところで今、そういうようなマイナンバーカードにこのちょっとあれですけど、システムを付け加えてやっているというのが4,000件ありますので、50%ぐらいかなと思うんですけれども、その中でやはり地域通貨を設定する部分と、ポイントでいろんな町の施設を使っていくという部分をですね、二つを組合せて一つのマイナンバーカードでやっていっていると。それに、今度スマホを連携した中で、一つのアプリケーションの中でですね、いろんなものが即座に見られるというような形を組んでおります。この地域通貨の関係も、加盟店のほうでですね、マイナンバーカードで支払いができるということも一つのやり方ですし、このマイナンバーカードで地域通貨ができるということで、例えば、物価対策の関係の交付金事業、こういうのも一括で入れることができると。それとポイントは、町内のいろんな施設に行く段階でポイントを全部付加できるように、ポイントをチャージできるというふうになっております。そういうようなポイントを集めていって、今度、年間4回ぐらい抽せん会やっている。地域通貨とポイントは連動しないというふうになっていますので、ポイントたまったら通貨に変わるということはないんですけれども、それを抽せん会で商品に換えるんだというような形の取組をしております。ですから、こういうような取組をですね、南幌町でもやられると、やはり町民にとってもやはりせっきマイナンバーカードをつくったけども、ほとんど使う用事がないという部分をですね、変わってくるのかなというふうに思っております。

それと、ちょっと聞いたところによると、高齢者の方にあまり喜ばれないのではというような話をしたんですが、このポイントがあるということで、高齢の方が非常に多く使われているんだというようなことも言われました。

それと、もう一つはですね、今南幌町でもマゴコロボタンですとかいろんな取組しているんですが、このマイナカードで見守りサービスというのもできますので、小学生が下校時に、そのチェックポイントのところでかざすと、それで学校から帰りなんだというのも分かりますし、例えば、これからは避難所の関係もやっていくよということになってくると、避難所のほうで使うような形になると、それもその登録先のほうには連絡が入るんだというような形になっております。こういう取組というのは、今大手の広告代理店が中心になってやっております。ですから、こういうものをですね一つ南幌町でも取り入れるような感じで、この第7期総合計画の中で進めていってほしいなということで今回一般質問したわけなんですけど、検討していただけないというふうにはあるんですけれども、実際に具体的にはどういうように考えていくのかということですね、少し町長の考えを伺いたいなと思い

議長
町長
(再答弁)

ますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長。

西股議員の再質問にお答えをいたします。

現在、本町におけるマイナンバーの利用状況でございますけども、住民票各証明書の交付など、全体の4分の1がコンビニ交付でありまして、マイナンバーカードが利用されております。

それで、空き領域を活用した先進事例でございますけども、議員が言われたとおり、カードには市町村が独自利用できます領域が確保されておりますので、条例の手続きをすることによりまして、地域住民向けのサービスが提供できることとなっております。図書の貸出しや選挙の入場受付、避難所の受付、公共交通の運賃割引、職員の出勤管理、防災訓練の参加や健康受診、ウォーキングにおけるポイント付与など、様々な活用が広がっておりまして、官民連携の動きが進んでおります。

本町において導入した場合の期待される効果でございますけども、町民サービスの向上とあわせて、業務の効率化、両面での期待ができるのではないかなと思います。また、本町のカード保有率90.2%という高い状況を考えますと、マイナンバーカードを活用した取組は町民サービスを進める上でも効果的であるのかなというふうには考えております。

事業化に向けましては、今後どのような業務で、どのような活用されるべきか、また、それによりまして、住民対応や現場の負担はどう変わるのか、これなどを検証する必要があるのかなと思っております。町民のカードの利用に当たっては、手続きが面倒ですとか、個人情報漏えいが心配と考える人が多いのも事実かなと思います。しかし、先ほど議員言われたように、制度を分かりやすく周知しまして、利用につなげていくことが、今後に向けて大事なことだろうかなと思います。カードを持っているということより使うことの意識づけが必要でないかなと思います。そういう今後に向けてDXの期間であります、2年で事業構築できるかは現時点では言えませんが、総合計画の策定にあわせまして、DX推進計画の取組事業の中で、本町に適した取組を検討していきたいというふうに考えてございます。具体的に今どの事業をどうするというについては、まだ申し上げられる状況ではございません。

議長
西股議員
(再々質問)

2番 西股 裕司議員。

再々質問させていただきます。

今のお話聞く中ではですね、ちょっと地域通貨というやつが、このシステムの中であるわけなんですけれども、この地域通貨を使うことによつての町内への経済の循環の部分では、この町では1億7,000万円くらいあったと、2年間でということですので、ある程度ですね、そういうような経済効果も見込めるのかなというふうに思いますので、この地域通貨を設定することによつて、例えば、あいるーとあたりの料金もですね、そういうような、今例えばWAONですか、やっておりますけれども、このマイナンバーカードで支払いができる

というのも可能になってきますので、そういうところも検証しながらですね、進めていくのがよろしいのかなというふうに思いますので、これはお願いでございますけれども、そういうところも一步踏み込んでですね、進めていただきたいなというふうに思いますので、それらを伝えまして、質問を終わらせていただきますので、よろしくお願いします。

議長

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。

次に、5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

町長に質問させていただきます。

本町の外国人多文化共生について。全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、あらゆる産業分野で人材不足が深刻化しており、国内の外国人労働者は令和7年10月末時点で257万人と過去最多となるなど人材不足が続く国内では、今後も外国人労働者の増加が想定されています。

本町においても国による技能実習制度の見直しや事業者の人材不足の影響を受け、4月1日時点の住民基本台帳における外国人登録者数は、平成27年は36人、令和2年は66人、令和7年は93人、令和8年は114人と10年間で約3倍に増加し、技能実習生や特定技能実習生などの外国人人材も増加するなど地域産業を支える大切な存在となっていますが、今後もこの傾向は続くものと思われま

す。そのような状況から、全国的に言葉や文化の違いから、誤解や孤立が発生するなど地域コミュニティの構築に課題があることも聞かれますが、国籍や文化の違いを認め合いながら外国人の方が安心して暮らし、地域でお互いの顔が見える関係づくりを進めるなど多文化共生の視点が重要であると考えます。

本町の現状を踏まえ、まずは外国人人材を受け入れる事業者との連携を図り、懇談会やアンケート調査などを通じて状況を把握することが重要と考えますが、多文化共生のまちづくりの考えと事業者との連携について、町長の考えを伺います。

議長
町長

町長。

本町の外国人多文化共生についての御質問にお答えします。

本町における外国人登録者数は、6月1日現在、13か国127人で、その約8割が技能実習生や特定技能実習生となっています。技能実習生については、転入手続きの際、受入先事業者との連携により、町がごみ出しルールなどの生活オリエンテーションを実施しています。また、日常生活においては、事業者によるサポートもあるため、地域住民との生活トラブルなどは、特に確認されていません。

今後も人材の確保のため、外国人人口の増加傾向は続くものと考えることから、事業者などの関係機関と連携協力するとともに、町内在住の外国人に対する相談・支援体制の充実を図る必要があると考えます。国が定める、地域における多文化共生推進プランに基づき、地域の実情を踏まえた施策について、第7期総合計画において位置づけし、外国人住民に対するコミュニケーションや生活などの支援について、先進自治体を参考に検討したいと考えますので、現段階では懇談

議長
佐藤議員
(再質問)

会やアンケート調査を行う考えはありません。

5番 佐藤 妙子議員。

それでは、再質問させていただきます。

ただいまですね、現時点では懇談会やアンケート調査を行う考えはありませんというお話でございました。この、国が定めるこの地域における多文化共生推進プランの中にですね、地域の声、日本人、外国人も含めたそういう声を取り入れながらとの趣旨がございます。また、総合計画にも位置づけしていただくということであればですね、やはり直接声を聞くことというのは大事ではないかなというふうに思っております。やはりアンケート調査、懇談会は必要と思いますが、伺います。

それとですね、現在南幌町には、インドネシア、オーストラリア、タイ、パキスタン、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、イギリス、韓国、中国、アメリカ、フランスの13か国の外国人の方々が暮らしていきまして、まさに多国籍な地域となっております。先日ですね、町内企業で働く外国人の実習生の方との懇談会の機会がありました。その中で、南幌は買物できる場所も増えて、町のお祭りにも参加して楽しい。しかし、仕事以外で日本人と接する機会が少ない。町のイベントや防災訓練にも参加してみたい。日本語をもっと上達したいので、優しい日本語を学ぶ機会があれば参加したいという、そういう声も寄せられました。国によって文化、風習、言葉は異なり、ごみの捨て方とか騒音なども問題になっているという地域もございます。先ほどのお話で、南幌町は今そういうことはないというお話でしたので、現在は安心はしておりますが、今後も様々な国籍の方々が南幌町に来られる可能性がございます。ですから、外国人の方だけではなく、地域住民との相互理解を深める取組がこれからもっと重要になってくると考えております。外国人住民だけに焦点を当てるのではなく、地域住民も含めた双方向の理解を進めることが大事だと考えております。そのためにですね、町として、規則、取決め、条例までいかなくてもいいと思うんですが、将来のための規約などは必要になってくるのではないのでしょうか。そこのところも伺います。

それと、私は多文化共生を進める上で、外国人を受け入れている事業者との連携は極めて重要だと考えております。先ほど8割が技能実習生、特定技能実習生となっているということでしたので、その事業者との連携は極めて重要だと考えています。特に本町では、農業従事者、介護人材が不足していると聞いています。外国人人材は今後もますます南幌町に欠かせない存在となっていくのではないかと思います。一方で、ここ最近ですね、国の制度改革がいろんな形で急速に進んでいきまして、技能実習制度や特定技能制度は複雑化する懸念がございます。その中で、町としてどこが相談を受けるのか、担当部署を明確にすることが重要だと考えております。そこのところも伺います。

アンケート、懇談会についてと、規則の必要性、担当窓口の件この3点お伺いいたします。

議長
町長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、外国人労働者増加の背景でございますけども、少子高齢化によります人手不足を解消するために、外国人人材の受入れを拡充しようとして平成30年に入管法が改正されて、新たな在留資格が創設されるなど、人手不足が深刻な産業で、外国人を雇用できる環境になりました。

本町における外国人登録者の国籍の内訳ですけども、議員が言われたとおり、主な国籍別では、ベトナム56人、中国28人、インドネシア12人、ミャンマー8人、パキスタン6人の順で、町の人口に占める割合は1.5%でございます。在留資格別の内訳でございますけども、主なものとしましては、技能実習生が70人、特定技能実習生が28人、家族滞在が7人、永住者が6人、日本人の配偶者が5人の順でございます。

本町における外国人の実態でございますけども、技能実習生と特定技能実習生、議員言われたとおりそれが8割で、大半が管理事業者の支援のもと共同生活を送っております。技能実習生や特定技能実習生が転入など、行政手続が必要な場合は、管理事業者が同行支援するとともに、ごみの分別や交通ルール、通院などの支援も行われておりまして、現段階では、生活トラブルや地域の苦情等は特に確認されてございません。また、昨年4月に、管理事業者の役割の明確化や支援を強化する法改正が行われております。現在、町内における管理所事業者は7団体存在してございます。外国人が安心して暮らすための支援としましては、これからも、外国人の増加は続くものと考えことから、管理事業者の連携、協力が必須であると考えてございます。

それで、将来のための規約づくりということを申し上げられましたけども、これにつきましては、まずは総合計画で位置づけをし、その取組の検討を行うことから、その中で検討をすべきではないかなと思います。また、農業や介護の人材不足、議員言われているとおりでございます。これを外国人労働に求めていくのか、どうであるのか、これにつきましては今ここでちょっと申し上げるものは持ち合わせておりません。ただ、傾向としましては、そういう傾向になりつつあるのかなとは思っておりますけども、どのぐらい不足しているのか、それらについてはちょっと資料を持ち合わせておりません。

それと、懇談会、アンケート調査の関係でございますけども、まずは総合計画で施策の位置づけを行いまして、取組の検討をしてまいります。その段階で必要と判断した場合に、その懇談会、アンケートの検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、町の担当部署については、まちづくり課が所管しております。

議長
佐藤議員
(再々質問)

5番 佐藤 妙子議員。

それでは、再々質問させていただきます。

アンケート、懇談会、また、規約の必要性については、総合計画の中で進めていただけるというお話でしたので、よろしく願いいたし

ます。

それで、先ほど担当窓口なんです、まちづくり課というお話も聞いております。ただ、やっぱり、いろんな形で今、保健福祉課とか住民課とか、それぞれに外国の方が行かれて対応されているとも聞きました。大きな部分ではまちづくり課が対応していただいているんですけれども、そういう中で、担当職員が全てその部署で外国人の方に対応し、また外国人の方が理解するというのは難しいのではないかなと思います。本当に優しい日本語、外国人の方も、行政用語、また日本人であれば簡単に分かる内容であっても、その窓口でお話しされることが理解できないということもあると思います。

外国人の方と懇談したときも、南幌町の人たちはみんな優しくて、生活はしやすいんだけど、やっぱりいろんなところでもう少し、優しく対応してほしいという、優しい日本語であれば分かりやすいというお話もしておりました。そういう部分では、今のところ、まちづくり課が外国人を対応する総合窓口という形としては、住民の方も分からない方もいるのではないかなと思いますので、そういう部分では、まちづくり課が担当であれば、分かるような体制作りをしていたきたいなというふうに思います。そのところお伺いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

総合窓口につきましては、総合的な所管する窓口についてはまちづくり課が所管してございますけれども、実際の転入の受付ですとかごみの分別ですとか、いろいろ生活情報につきましては、それぞれ所管の担当課で担うということになっております。

外国人がなかなか日本語が分からないのではないかなということもございますけれども、管理事業者の役割もございますので、その中で管理事業者が同行されて、そういう支援をするという法改正が行われておりますので、現段階では、その中で行われているということで、さらに、現状でいいのかということもありますけれども、例えば、通訳などの人材育成、これにつきましては、早々なかなかすぐできるものではございませんので、これについては職員が翻訳アプリなどを活用して、そういう形で補っていききたいなというように考えてございます。

それと総合窓口、役場の受入れ等々でございますけれども、これにつきましては、今外国人の状況も進んでおりますので、その多文化共生とあわせて、窓口につきましても、町広報で町民に周知をしてまいりたいというふうに考えています。

議 長

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

ここで、場内時計で10時50分まで休憩をいたします。

(午前10時40分)

(午前10時50分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程5 議案第26号及び日程6 議案第27号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程5 議案第26号 令和8年度南幌町一般会計補正予算(第

1号)

●日程6 議案第27号 令和8年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第26号及び議案第27号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第26号 令和8年度南幌町一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、ふるさと応援基金積立金、強い農業づくり事業補助金、南幌温泉指定管理料の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金及び道支出金の追加、企業版ふるさと応援寄附金、財政調整基金並びに南幌温泉ハート&ハート基金繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,581万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,103万8,000円とするものです。

次に、議案第27号 令和8年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、介護保険業務システム改修費の追加、歳入では、介護保険業務システム改修に係る国庫支出金及び一般会計繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,311万円とするものです。

議案第26号につきましては副町長が、議案第27号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。副町長。

副町長

それでは、議案第26号 令和8年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の説明を行います。

初めに、歳出から説明いたします。予算書10ページを御覧ください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額300万円の追加です。財産管理経費で、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額38万8,000円の追加です。戸籍住民経費で、10月から開始される国民年金保険料育児期間免除制度に伴い、システム改修に係る経費を追加するものです。

次に、3款民生費1項3目高齢者福祉費、補正額61万1,000円の追加です。介護保険特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額981万5,000円の追加です。担い手育成対策事業で、地域の中核となる担い手の経営改善に必要な農業用機械の導入に係る補助金として、3団体が採択されたことにより追加するものです。

次に、6款商工費1項2目観光振興費、補正額4,199万8,0

〇〇円の追加です。南幌温泉経費で、２号井戸土砂除去等に係る経費を指定管理料として追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。８ページを御覧ください。

１５款国庫支出金３項２目民生費委託金、補正額３８万８，０００円の追加です。国民年金システム改修に係る交付金です。

次に、１６款道支出金２項４目農林水産業費道補助金、補正額９８１万５，０００円の追加です。担い手育成対策事業に係る補助金です。

次に、１８款寄附金１項３目ふるさと応援寄附金、補正額３００万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附金で、恵庭市、株式会社玉川組様より２００万円、江別市、草野作工株式会社様より１００万円の寄附をいただいたものです。

次に、１９款繰入金１項１目財政調整基金繰入金、補正額１，２６０万９，０００円の追加です。財源調整を行うものです。

３目南幌温泉ハート＆ハート基金繰入金、補正額３，０００万円の追加です。温泉２号井戸土砂除去等に係る経費を繰入れするものです。

以上、歳入歳出それぞれ５，５８１万２，０００円を追加し、補正後の総額を８３億５，１０３万８，０００円とするものです。

以上で、議案第２６号の説明を終わります。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

続きまして、議案第２７号 令和８年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明を行います。

初めに、歳出から説明をします。予算書８ページを御覧願います。

１款総務費１項１目一般管理費、補正額１２２万１，０００円の追加です。令和８年度介護報酬改定等に伴い、介護保険業務システム改修費を追加するものでございます。

次に、歳入の説明を行います。７ページを御覧願います。

２款国庫支出金２項６目事業費補助金、補正額６１万円の追加です。介護保険業務システム改修に係る、国庫補助金です。

次に、６款繰入金１項５目その他一般会計繰入金、補正額６１万１，０００円の追加です。介護保険業務システム改修に係る、一般会計からの事務費繰入金です。

以上、歳入歳出それぞれ１２２万１，０００円を追加し、補正後の総額を９億８，３１１万円とするものでございます。

以上で、議案第２７号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第２６号 令和８年度南幌町一般会計補正予算（第１号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第２６号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第２７号 令和８年度南幌町介護保険特別会計補正予算

(第1号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第27号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、議案ごとに行います。

議案第26号 令和8年度南幌町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第27号 令和8年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程7 議案第28号 財産の取得について(学校情報通信ネットワーク環境施設整備用備品購入)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第28号 財産の取得につきましては、学校情報通信ネットワーク環境施設整備用備品の購入にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

議案第28号 財産の取得について説明いたします。次ページを御覧願います。

1 取得の目的、学校情報通信ネットワーク環境施設整備用備品購入。

2 取得する財産、名称、教育コンピュータ備品。数量、一式。

3 取得の方法、随意契約。

4 契約金額、2,915万6,160円、内消費税及び地方消費税の額265万560円。

本件につきましては、国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に整備しました児童生徒用タブレットの更新を行うもので、地方公共団体における効率的な執行を図る観点から北海道と市町村による共同調達事業です。

去る3月19日に北海道が入札を執行、相手方が決定したことを受けまして、本町におきましては5月26日に入札を執行し、仮契約を締結してございます。

5 契約の相手方、札幌市中央区大通西14丁目7番地、NTT東日

本株式会社 北海道事業部 執行役員北海道事業部長 茂谷 浩子。

参考としまして、納期は、契約締結日より令和9年3月31日までとしております。

議 長

以上で、議案第28号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第28号 財産の取得について（学校情報通信ネットワーク環境施設整備用備品購入）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程8 議案第29号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第29号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第29号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、在留カード及び特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書でも印鑑登録証明書を取得することが可能となるため、所要の改正を行うものです。

それでは、別途配付しております議案第29号資料 新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第15条第2項は、印鑑登録証明書の交付に係る規定で、証明書の交付申請時に印鑑登録証の提示に変えることができるものを個人番号カードの他に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するものです。

附則として、この条例は、令和8年6月14日から施行する。

議 長

以上で、議案第29号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第29号 南幌町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程9 議案第30号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第30号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令の施行に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第30号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。

国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴い、宿泊料の実勢価格の変動に対応できるよう、宿泊基準額を規則に委任するため、改正を行うものです。

それでは、別途配付しております議案第30号資料 新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第13条は、宿泊費基準額について、本条例の別表第1に規定していましたが、宿泊料の実勢価格の変動に対応できるよう、職員等の旅費に関する規則に委任するため、規定するものです。

次に、第15条及び第20条は、第13条で、別表第1を規則に委任することによる削除に伴い、別表第2、別表第3をそれぞれ繰り上げるものです。

次に、資料5ページ、別表第2の2外国の表中、支給規程を国家公務員等の旅費支給規程に改め、同表を別表第1とし、別表第3を別表第2に改めるものです。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第30号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第31号 南幌温泉ハート&ハートの指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第31号 南幌温泉ハート&ハートの指定管理者の指定につきましては、指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提案するものです。

詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

それでは、議案第31号 南幌温泉ハート&ハートの指定管理者の指定について御説明いたします。次ページを御覧ください。

1 指定管理を行う公の施設の名称、南幌温泉ハート&ハート。

2 指定管理者となる団体の名称、東京都千代田区内神田2丁目3番4号、株式会社グランビスタホテル&リゾート。

3 指定の期間、令和9年4月1日から令和19年3月31日まで。

内容につきましては、南幌温泉ハート&ハート施設の管理について、指定期間の満了に伴い、5月19日開催の指定管理者選定委員会により指定管理者候補者が選定されたことから、新たに指定管理者を指定したく提案するものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第31号 南幌温泉ハート&ハートの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第32号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長

(朗読する。)

議 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
町 長 ただいま上程をいただきました議案第32号 農業委員会委員の任命につきましては、現農業委員の任期満了に伴い、地域や団体からの推薦などによる候補者を評価する南幌町農業委員候補者評価委員会の結果を踏まえ、12名を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議 長 御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。
お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。議案第32号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
●日程12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
局長に朗読させます。
(朗読する。)

局 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
議 長 ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、藤田 茂之氏が令和8年9月30日をもって任期満了となることから、藤田 茂之氏の再任について諮問するため、本案を提案するものです。
御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定をいたしました。
●日程13 報告第2号 令和7年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました報告第2号 令和7年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。
詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御

議長
総務課長

審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第2号 令和7年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。次ページを御覧ください。

今回、御報告する繰越明許費につきましては、本年3月第1回議定例会において議決をいただいているものです。

初めに、3款民生費1項社会福祉費、生活応援チケット事業、翌年度繰越額6,616万8,000円。物価高騰対策として実施する生活応援チケット事業補助金です。

同じく、3款2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業、翌年度繰越額160万円。児童手当支給対象児童を養育する父母等に対する給付金です。

次に、4款衛生費3項上水道費、長幌上水道企業団負担金、翌年度繰越額2,825万円。物価高騰対策として実施する水道基本料金の減免分を長幌上水道企業団に対して負担するものです。

いずれの事業につきましても、令和7年度内に執行することができないため、翌年度に繰り越すものです。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第2号 令和7年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済といたします。

●日程14 発議第5号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程15 発議第6号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、空知町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程16 発議第7号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第8号から追加日程2 発議第9号までの2議案を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第8号から追加日程2 発議第9号までの2議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第8号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番 石川 康弘議員。

石川議員
議長

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第8号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第9号 農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある所得補償制度の実現を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 高橋 修平議員。

高橋議員
議長

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第9号 農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性ある所得補償制度の実現を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前 11 時 35 分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

1 0 番 _____

1 番 _____